

## 定額運賃の運用について

大正交通有限会社

- ア. 定額運賃は、営業所等において事前に運送を引き受ける場合に適用することとし（予約方式）、運転者と旅客との運送契約を認めない。
- イ. 定額運賃は、定額運賃表の表示額とする。
- ウ. 定額運賃は、運送区間ごとに定額運賃表に定められた表示額を、降車時に収受する。
- エ. 運送の途中におけるエリア外への目的地変更等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとし、運送開始時に旅客に説明を行い、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃（時間距離併用運賃を含む。）の運送におけるときと同様に操作のうえ、運賃メーター器にカバーをし、車両前面に「貸切」と表示するものとする。
- オ. 定額運賃による運送途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは、旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- カ. 定額運賃を適用する場合、定額エリアにおける旅客の乗降車場所は、原則として一箇所とする。

ただし、本認可による定額運賃の目的地への経路から大きくかけ離れないと認められる場合は、エリア内における複数箇所の乗降も認めることとする。
- キ. 定額運賃を適用する車種区分は、普通車及び特定大型車とする。
- ク. 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯（午後10時～午前5時）の中に全て含まれる場合に適用する。
- ケ. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
- コ. 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳を提示した時に適用する。
- サ. 高齢者割引は、満65歳以上の高齢者であつて、事前に生年月日を確認できる証明書（運転免許証、健康保険証、その他公的機関の発行した年齢を証するもの等）を提示の上、当社の定める登録カードを提示した時に適用する。
- シ. 身体障害者割引、知的障害者割引及び高齢者割引は、重複して適用できないものとする。
- ス. 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合は、旅客の負担とする。